

自転車をはじめとする軽車両の反則行為と反則金の額

反則行為の種類		反則金の額 (円)
携帯電話使用等(保持)	注1	12,000
放置 駐停車違反	駐停車禁止 場所等	12,000
	高齢運転者等専用場所等以外	10,000
	駐停車禁止 場所等	11,000
	高齢運転者等専用場所等以外	9,000
遮断路切立入り		7,000
速度 超過	25km以上30km未満	12,000
	20km以上25km未満	10,000
	15km以上20km未満	7,000
	15km未満	6,000
駐停車違反	駐停車禁止 場所等	9,000
	高齢運転者等専用場所等以外	7,000
	駐停車禁止 場所等	8,000
	高齢運転者等専用場所等以外	6,000
信号無視	赤色等	6,000
	点滅	5,000
通行区分違反		
追越し違反		
踏切不停止等		
交差点安全進行義務違反		6,000
環状交差点安全進行義務違反		
横断歩行者等妨害等		
安全運転義務違反		
通行禁止違反		
歩行者用道路徐行違反		
歩行者等側方通過義務違反		
急ブレーキ禁止違反		
法定横断等禁止違反		
路面電車後方不停止		
優先道路通行車妨害等		
環状交差点通行車妨害等		
徐行場所違反		
指定場所一時不停止等		5,000
幼児等通行妨害		
安全地帯徐行違反		
被側方通過車義務違反		
通行帯違反		
道路外出右左折合図車妨害		
指定横断等禁止違反		
車間距離不保持		
進路変更禁止違反		
追い付かれた車両の義務違反		

注1 「携帯電話使用等(保持)」「自転車制動装置不良」は自転車を対象
 注2 「合図不履行」「合図制限違反」「警告器吹鳴義務違反」は自転車以外の軽車両を除く
 注3 「歩道徐行等義務違反」「自転車道通行義務違反」は普通自転車を対象

反則行為の種類		反則金の額 (円)
乗合自動車発進妨害		
割込み等		
交差点右左折等合図車妨害		
交差点優先車妨害		
緊急車妨害等		
交差点等進入禁止違反		
無灯火		
減光等義務違反		
合図不履行	注2	5,000
合図制限違反	注2	
警告器吹鳴義務違反	注2	
乗車積載方法違反		
軽車両整備不良		
自転車制動装置不良	注1	
泥はね運転		
転落等防止措置義務違反		
転落積載物等危険防止措置義務違反		
安全不確認ドア開放等		
停止措置義務違反		
公安委員会遵守事項違反		
通行許可条件違反		
歩道徐行等義務違反	注3	
路側帯進行方法違反		
並進禁止違反		
軌道敷内違反		
道路外出右左折方法違反		3,000
交差点右左折方法違反		
環状交差点左折等方法違反		
軽車両乗車積載制限違反		
制限外許可条件違反		
原付等牽引違反		
自転車道通行義務違反	注3	
警告器使用制限違反		

令和8年4月1日施行

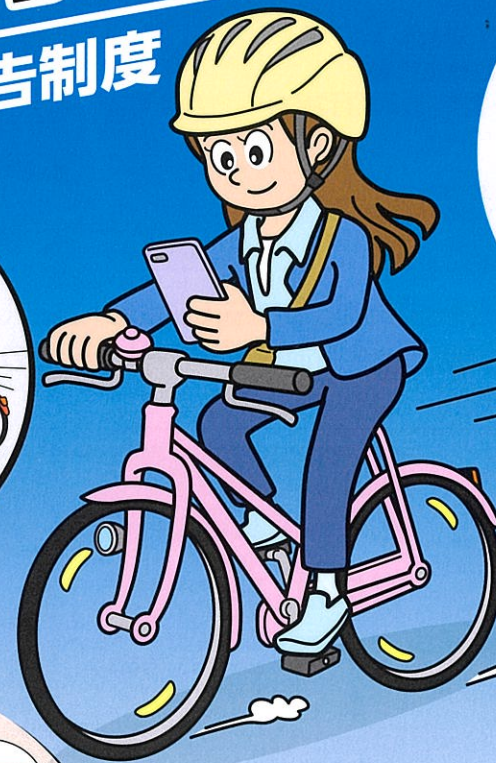
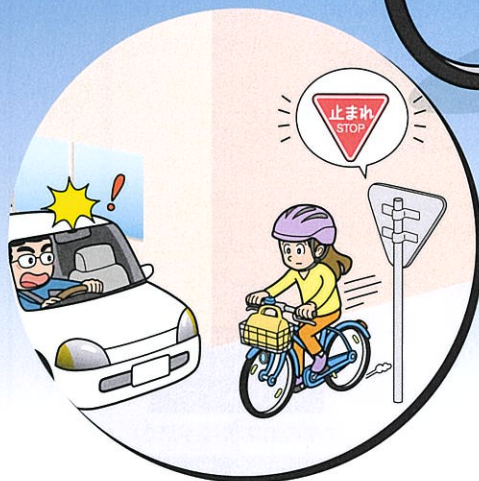
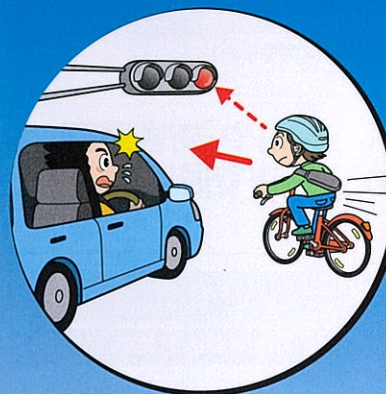


もし、事故を起こしたり
 事故にあったら…
 負傷者がいる場合には何より先に救護にあたり、迷わず119番通報をして救急車を呼びましょう。
 二次災害を防ぐため、安全を確保してから110番通報して警察に連絡しましょう。

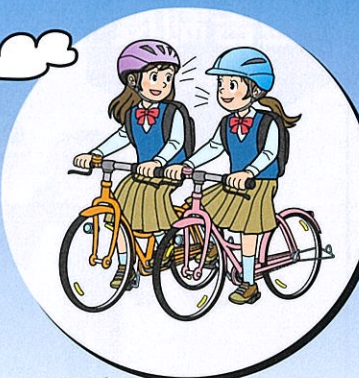
令和8年4月1日から

自転車の違反にも 青切符が導入！

交通反則通告制度



こんな違反は
反則金の対象に!!



自転車をはじめとする軽車両にも、
 自動車等と同様に「交通反則通告制度」が
 導入されます。
 車両の運転者としての自覚と責任を持ち、
 今まで以上に、ルールをしっかり守りましょう。

全舞鶴交通安全協会・舞鶴警察署

令和8年4月1日から自転車をはじめとする軽車両に青切符が導入

自転車等に対する交通反則通告制度
（「青切符」による取り締まりを行う反則金制度）が適用に（法第125条及び別表第2関係）

自転車関連事故や自転車の違反による検挙件数が増え、取り締まりに実効性や合理化が求められる中、刑事手続とは異なるこの制度の導入により、比較的軽微な違反が迅速かつ円滑に処理されます。

取り締まりの
対象年齢は **16歳**以上！

警察官の指導や警告を受けた場合は
すみやかに従わなければなりません。

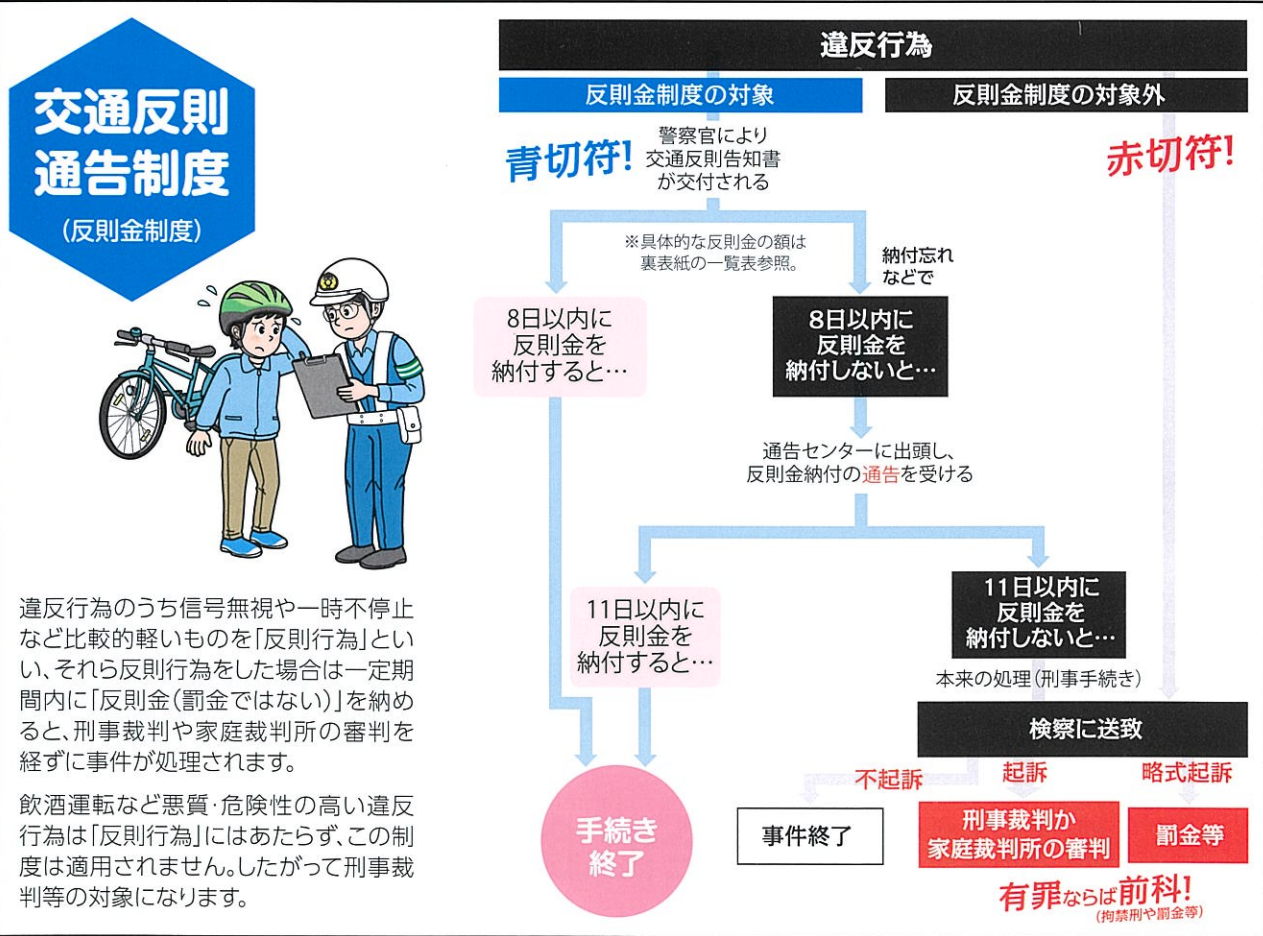
警告に従わずに違反行為を続けた場合や
通行車両や歩行者に危険を生じさせる行為、
交通事故につながるような悪質・危険な違反行為は、
取り締まりの対象となります。

平成27年6月1日より、一定の危険な行為を3年以内に2回以上行くと、
自転車運転者講習の受講が義務付けられています（14歳以上が対象）。
※対象となる違反はこの紙面の右端をご覧ください。



取り締まりは、自転車事故が多い時間帯や
場所为重点的に実施されます。

走行中に携帯電話を使用して交通の危険が生じたり、「酒酔い運転」や「妨害運転」など、特に悪質な違反行為は交通反則通告制度の対象外のため、これまで通り赤切符を受け、刑事手続となります。



一定の危険な行為「自転車危険行為」を過去3年以内に2回以上繰り返すと…

「自転車運転者講習」の受講が
命じられます!

命令を受けてから、3カ月以内の指定された
期間内に受講しないと**5万円以下の罰金!!**



講習は3時間(有料)
※違反した受講者の特性に応じ
個別指導を含むものです。

受講義務の対象となる自転車危険行為の概要

※受講義務の対象となるのは14歳以上です。

**2 通行禁止道路
(場所)の通行**
法第8条第1項違反

車道進入禁止 特定小型原動機付自転車・
自転車通行止め 歩行者専用

通行止め

※警察署長の許可を得た
場合は除きます。

**3 通行が認められ(許可されている)
歩行者用道路での
歩行者妨害**
法第9条違反

**4 歩道通行や、
車道の右側通行等**
法第17条第1項、
第4項又は第6項違反

※道路の右側に設けられた
路側帯を通行する行為も
この違反になります。

**5 路側帯での歩行者の
通行妨害**
法第17条の3第2項違反

6 遮断踏切への立ち入り
法第33条第2項違反

**7 信号のない交差点等での
優先車両(左方車・
優先道路車)の
通行妨害等**
法第36条違反

**8 右折時における
直進車や
左折車への
通行妨害**
法第37条違反

**9 環状交差点での
安全進行
義務違反等**
法第37条の2違反

**10 一時停止場所での
不停止や交差車両等の
通行妨害**
法第43条違反

11 歩道での歩行者妨害等
法第63条の4第2項違反

**12 ブレーキが不備・不良な
自転車の運転**
法第63条の9第1項違反

13 酒気帯び運転等
法第65条第1項違反

14 安全運転義務違反
法第70条違反

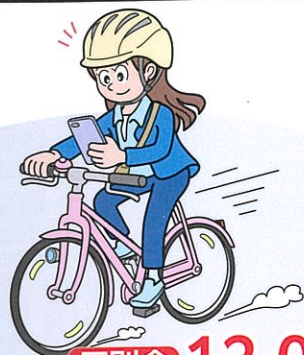
※ハンドルやブレーキを
しっかり操作せず、
他人に危険を及ぼした場合

15 携帯電話使用等
法第71条第5号の5違反

16 妨害運転
法第117条の2第1項第4号、
法第117条の2の2第1項第8号違反



携帯電話の使用等(保持)



反則金 12,000円

(罰則) 6カ月以下の拘禁刑または
10万円以下の罰金(保持)

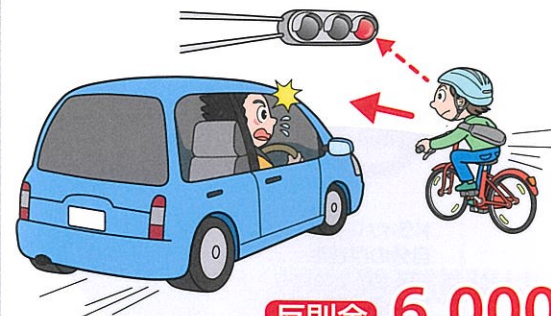
遮断踏切立ち入り



反則金 7,000円

(罰則) 3カ月以下の拘禁刑または
5万円以下の罰金
過失は10万円以下の罰金

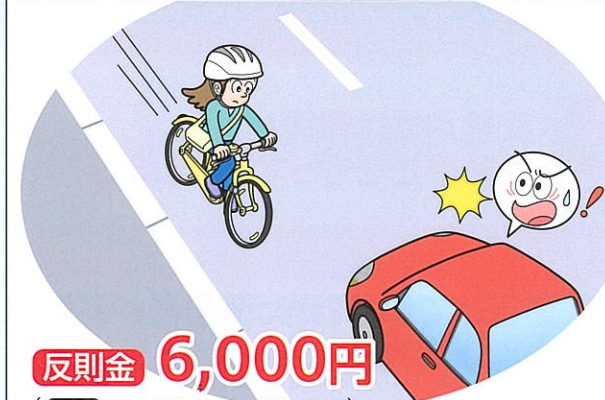
信号無視(赤色等)



反則金 6,000円

(罰則) 3カ月以下の拘禁刑または
5万円以下の罰金
過失は10万円以下の罰金

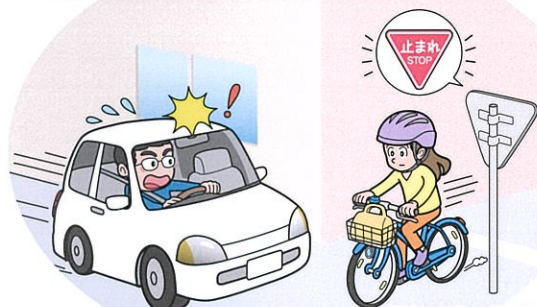
車道の右側通行



反則金 6,000円

(罰則) 3カ月以下の拘禁刑または
5万円以下の罰金

一時不停止



反則金 5,000円

(罰則) 3カ月以下の拘禁刑または
5万円以下の罰金
過失は10万円以下の罰金

こんな違反は

青切符です!!

反則金制度の対象となる違反行為の例と反則金額

無灯火



反則金 5,000円

(罰則) 5万円以下の罰金
過失も同じ

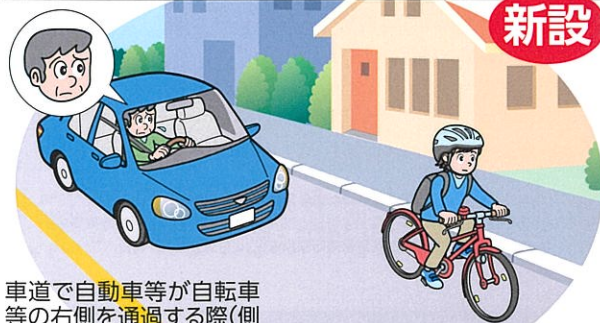
ブレーキ不備等



反則金 5,000円

(罰則) 5万円以下の罰金
過失も同じ

被側方通過車義務違反



反則金 5,000円

(罰則) 5万円以下の罰金

車道で自動車等が自転車等の右側を通過する際(側方通過時)に、両者の間に十分な間隔がないときは、自転車等は、できる限り道路の左側端に寄って通行しなければなりません。

並進



反則金 3,000円

(罰則) 2万円以下の罰金または
科料

イヤホンの使用



反則金 5,000円

(罰則) 5万円以下の罰金